

2019年1月31日

地域面（北海道版）の連載中止、記事取り消しとおわび

株式会社朝日新聞社 広報部
電話03-3545-0131

朝日新聞社は1月31日、朝刊地域面（北海道版）で2019年1月12日と19日に掲載した連載記事「ひと模様 大道芸人 ギリヤーク尼ヶ崎さん」の記述について、北海道新聞社が2016年に出版した写真集から引き写した部分が多数あったとして同社におわびしました。朝日新聞社は「事実上の盗用」と判断して連載を中止し、記事を取り消しました。読者の皆さまにおわびします。引き続き調査を進め、関係者を厳正に処分します。ギリヤーク尼ヶ崎さんにも本日までに経緯を説明しておわびしました。

〈資料〉

- ① [朝日新聞の連載記事と北海道新聞社出版写真集の文章の対照表](#)
- ② [朝日新聞の連載記事執筆までの時系列の流れ](#)

〈記事執筆の経緯〉

写真集は「ギリヤーク尼ヶ崎 『鬼の踊り』から『祈りの踊り』へ」。写真集に収められたギリヤークさん（88）の随想の記述は、北海道新聞社が03年に夕刊に連載した記事がもとになっており、同社から2019年1月22日に「連載、写真集の記述と似通った表現が複数ある」と指摘がありました。弊社が調査した結果、写真集の記述と重なる表現が連載1回目で約4割、2回目で約8割ありました。

記事は函館支局の記者（42歳、男性、2004年入社）が執筆しました。記者はギリヤークさんに3回、直接会って取材しましたが初回に取材が十分できなかったことなどから、2回目には写真集の記述をもとにした「下書き」も用意しました。取材で下書き部分を確認するとともに新たな情報を得たら、上書きする形で記事を作成しました。

〈問題点と朝日新聞社の判断〉

記者は写真集の巻末の「著者」の欄に「ギリヤーク尼ヶ崎」と書かれていたことから、「ギリヤークさんの承諾を得て記述を使うことは問題ないと思った」と社内調査に対して話しました。一方で、この写真集の随想が2003年の北海道新聞夕刊の連載の記述をほぼ再掲載したものであることは、巻末の同じページに記載してありましたが、その部分は見落としており、社内調査で指摘されるまで気づかなかったと言っています。

しかし弊社は、こうした記事作成の方法そのものが問題であり、事実上の盗用と言わざるを得ないと判断しました。

記者は昨年8月に函館市でのギリヤークさんの公演を取材して記事を書いた後、北海道面の「ひと模様」でも取り上げたいと思い、函館支局長を通じて北海道報道センターの担当デスクに提案し、11月と12月に東京の自宅周辺でギリヤークさんに複数回取材しました。この間に、過去記事などの資料も参考にしながら連載記事をまとめたいとギリヤークさん側に話しました。その際、どんな資料をどういう形で参考にするのかといったことまでは説明していませんでした。

仮に「承諾」と受け取れる意思表示をいただいていたとしても、どの資料をどういう形で使って良いかを確認する責任は全面的に記者の側にあります。そもそも、他者が書いた文章を自分の文章表現として引き写すことは新聞記者として許されるものではありません。デスクや校閲などのチェック体制も十分機能していませんでした。こうした点についても重く受け止めており、今後も事実関係の調査を進めて責任の所在を明らかにし、関係者を厳正に処分する方針です。

〈中村史郎・朝日新聞社ゼネラルマネージャー兼東京本社編集局長のコメント〉

刊行物からの引き写しは記者倫理に反する行為であり、絶対に許されることはありません。読者の皆様の信頼を裏切ったこと、北海道新聞社やギリヤークさん、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫びします。社内調査を尽くすとともに、再発防止に努めます。

(以上)